

専決処分報告（調停）

平成29年（2017年）5月30日提出

札幌市長 秋元克広

市長において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記

本市は、市営住宅の滞納家賃に係る賃料等請求調停事件11件について、次のとおり調停に合意する。

番号	専決処分年月日 事件名	相手方	調停の概要
1	平成29年2月17日 札幌簡易裁判所 平成29年(ユ)第3号 賃料等請求調停事件	厚別区ひばりが丘 団地の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計284,380円を今後分割して平成33年11月末日までに支払う。 (2) 相手方が前号の分割支払又は今後の家賃の支払をそれぞれ通算して3回以上怠ったときは、 ア 相手方は、前号の滞納家賃等の残額を直ちに支払う。 イ 本市は、相手方に対し、前号の市営住宅の賃貸借契約を解除することができる。 (3) 前号により(1)の市営住宅の賃貸借契約が解除された場合には、相手方は、直ちにこれを明け渡す。

番号	専決処分年月日 事件名	相手方	調停の概要
2	平成29年2月24日 札幌簡易裁判所 平成29年(ユ)第7号 賃料等請求調停事件	東区美香保団地の 入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃70,000円を今後分割して平成30年4月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
3	平成29年3月6日 札幌簡易裁判所 平成29年(ユ)第2号 賃料等請求調停事件	厚別区もみじ台団 地の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計65,500円を今後分割して平成31年10月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
4	平成29年3月23日 札幌簡易裁判所 平成29年(ユ)第20号 賃料等請求調停事件	北区クレールゆり がはらの入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計334,500円を今後分割して平成34年3月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
5	平成29年3月23日 札幌簡易裁判所 平成29年(ユ)第24号 賃料等請求調停事件	手稲区前田公園団 地の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計149,520円を今後分割して平成34年4月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
6	平成29年3月24日 札幌簡易裁判所 平成29年(ユ)第17号 賃料等請求調停事件	厚別区もみじ台団 地の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計222,700円を今後分割して平成34年3月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。

番号	専決処分年月日 事件名	相手方	調停の概要
7	平成29年3月28日 札幌簡易裁判所 平成29年(ユ)第19号 賃料等請求調停事件	東区札幌団地の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計92,440円を今後分割して平成33年1月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
8	平成29年4月13日 札幌簡易裁判所 平成29年(ユ)第18号 賃料等請求調停事件	厚別区もみじ台団地の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計200,300円を今後分割して平成34年3月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
9	平成29年4月27日 札幌簡易裁判所 平成29年(ユ)第21号 賃料等請求調停事件	北区幌北団地の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計219,100円を今後分割して平成33年11月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
10	平成29年4月28日 札幌簡易裁判所 平成29年(ユ)第23号 賃料等請求調停事件	手稲区富丘高台団地の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計177,280円を今後分割して平成34年3月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
11	平成29年4月28日 札幌簡易裁判所 平成29年(ユ)第32号 賃料等請求調停事件	手稲区稲積団地の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計172,900円を今後分割して平成34年4月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。